

北海道自動車税スマイル納税キャンペーン〔応援店Q&A〕

平成30年9月3日現在

Q1. 自動車税スマイル納税キャンペーンを行う目的は何ですか。

A1. 民間企業等の事業者と道が連携・協力して、納税者の納期内納税に対する関心を高める取組を行うことで、自動車税の納期内納税率の向上を目指すものです。

Q2. 自動車税スマイル納税キャンペーンはどのような仕組みですか。

A2. 取組の趣旨に賛同いただいた事業者の方にキャンペーンの応援店となっただけ、自動車税を納期限までに納めた領収証書等を提示した納税者の方に、応援店が独自に定めた割引等の特典サービスを提供いただくものです。

Q3. どのような人が特典サービス提供の対象となるのですか。

A3. 北海道の自動車税を納期限までに納税した個人の納税者に限り、特典サービスの提供を受けることができます。
法人名義の自動車税や、市町村税である軽自動車税は対象となりません。

Q4. 自動車税の納税者に対し、どのようにキャンペーンを周知するのですか。

A4. 自動車税納税通知書の封筒の裏面と同封のリーフレット、納期内納税を啓発するポスター等でキャンペーンの実施について周知します。
また、道税ホームページに応援店と特典サービスの内容を掲載し、応援店のホームページへリンク設定します。

Q5. キャンペーンの応援店になると、どのようなメリットがありますか。

A5. 道では、約209万台（平成30年度実績）の自動車税の納税者に納税通知書を送付しており、キャンペーンを通じて、応援店の認知度向上や特典サービスの利用に伴う消費行動が期待できます。
また、応援店は行政と連携して間接的に納税促進に協力することとなりますので、社会貢献活動への取組をアピールする機会となります。

Q6. キャンペーンの応援店となる業種等に決まりはありますか。

A6. 当該キャンペーンの趣旨や目的から、酒類の販売や提供を主とする店舗等や、道税に滞納のある事業者に係る店舗等は応援店として申し込むことはできません。
詳しくは、道税ホームページに掲載している「北海道自動車税スマイル納税キャンペーン実施要綱」をご確認ください。

Q7. キャンペーンの応援店に申し込む場合の手続を教えてください。

A7. 「自動車税スマイル納税キャンペーン応援店登録申込書」に必要事項を記載し、札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課に提出してください。

Q8. 応援店の申込みをした場合、登録までどれくらい期間がかかりますか。また、応援店に登録された旨の連絡はされますか。

A8. 応援店の登録申込みをいただいた場合、「北海道自動車税スマイル納税キャンペーン実施要綱」に基づき内容の審査を行った後、概ね10日程度で応援店登録の通知をお送りします。

Q9. キャンペーンの実施期間はいつまでですか。

A9. 5月上旬の納税通知書発送日から、その年の8月31日までとなります。

Q10. 応援店の募集はいつまで行っていますか。

A10. 平成31年度の自動車税スマイル納税キャンペーンの応援店の募集は、平成30年9月から平成31年2月末までとなります。

Q11. 応援店の特典サービスの内容は、どのように決めるのですか。

A11. 特典サービスの例としましては、〇〇円以上購入で〇%割引や〇円割引、ポイントカード等の無料発行、ポイント付加、〇〇で粗品進呈、施設利用料の割引などがありますが、応援店の実情に合わせて独自に設定してください。
なお、法令等に違反するものなど、特典サービスとすることができない場合がありますので、詳しくは、道税ホームページに掲載している「北海道自動車税スマイル納税キャンペーン実施要綱」をご確認ください。

Q12. キャンペーンに応援店として登録する場合、協賛金等の負担はありますか。

A12. 協賛金等のご負担は一切ありませんが、応援店が独自に設定する特典サービスの提供に係る費用については、ご負担いただくことになります。
なお、道からの補助金等はありません。

Q13. 特典サービスの利用者が提示する領収証書等には、どのようなものがありますか。

A13. 自動車税を金融機関やコンビニエンスストアなどで納税した場合は「領収印が押された領収証書」、口座振替納税をした場合は「自動車税口座振替（自動払込み）納税確認通知書」となります。
また、インターネット上の専用サイトからクレジットカード納税をした場合は「支払手続完了画面を印刷したもの」となります。

Q14. 特典サービスを提供するとき、利用者が提示した領収証書等のどの部分を確認するのですか。

A14. 「北海道税の領収証書等」であること、「平成31年度の自動車税」であること、「納期限（5月31日）までに納税」していることの3点について、確認をお願いします。
なお、クレジットカード納税の支払手続完了画面は、年度の記載がなく「確認番号の上二桁」が年度になります。＜例＞確認番号 311234

Q15. スマートフォンやタブレット端末でクレジットカード納税して「支払手続完了画面をスクリーンショットしたもの」を提示された場合、特典サービス提供の対象となるのですか。

A15. スマートフォンやタブレット端末でクレジットカード納税した支払手続完了画面には、支払日時の記載がありませんが、スクリーンショットの撮影日などから納期限までに納税していることが確認できる場合は、特典サービスを提供して差し支えありません。

Q16. 納税者の家族は、特典サービス提供の対象となるのですか。

A16. 応援店が認める場合、納税者の家族を特典サービスの利用者として差し支えありません。

Q17. 利用者が納税者本人（又は家族）であることを確認する必要がありますか。

A17. 領収証書等を提示した利用者を納税者本人（又は家族）とみなして差し支えありません。
なお、特典サービスの提供に「本人限り」などの条件を設定する場合は、本人であることを証する書類（運転免許証等）の提示を求めることができます。

Q18. 利用者から複数回（複数枚）領収証書等を提示された場合、特典サービスも複数提供することになるのですか。

A18. 特典サービスの提供方法については、応援店の判断となります。複数提供しない場合は、「お一人様1回限り」や「他の割引サービスとの併用不可」などの条件を設定してください。
また、利用者の同意があれば、領収証書等の裏面や余白に確認印等を押すことができます。この場合、領収証書等の内容の判別に影響がないようにしてください。

Q19. 利用者が領収証書等を忘れた場合など、道で納税の確認をすることはできますか。

A19. 納税者本人からの依頼であっても、道は応援店に対して納税状況をお答えできませんので、領収証書等の提示をお求めください。

Q20. 来店者にキャンペーンの応援店であることや特典サービスの内容を周知したいのですが。

A20. 応援店の登録後、キャンペーンのポスターとステッカーを各1枚送付します。ポスターは、所定の位置に特典サービスの内容を記載し、来店された方の見やすい位置に掲示してください。また、ステッカーは店舗の入口等、来店する方の見やすい位置に掲示してください。

Q21. 独自に作成する印刷物等で、応援店であることや特典サービスの内容について広告する場合、キャンペーンのロゴやキャラクターを使用することはできますか。

A21. 広告印刷物やウェブサイト等で、キャンペーンのロゴやキャラクターを使用することができます。あらかじめ、札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課にご連絡ください。

Q22. 複数の場所にポスターやステッカーを掲示したいのですが。

A22. 札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課にご連絡いただければ、ポスターやステッカーの電子データを提供しますので、応援店で印刷等するなどしてご使用ください。

Q23. 特典サービスの内容を変更したいのですが。

A23. 特典サービスの内容や応援店として登録した情報を変更する場合は、変更の1か月前までに「自動車税スマイル納税キャンペーン応援店登録変更届出書」を提出してください。

Q24. 応援店の登録をキャンペーン中に取り止めることはできますか。

A24. 応援店を廃止をする場合は「自動車税スマイル納税キャンペーン応援店登録廃止届出書」を廃止予定の1か月前までに提出してください。

Q25. キャンペーンに関連して利用者とトラブルになったとき、どのように対応したら良いですか。

A25. 応援店と利用者との間で生じたトラブル、損失、損害等については、当事者間で解決いただくようお願いいたします。